

以下は、多くの介護施設が抱えている課題のうち、これまでの多くの書籍・文献などでは検討されてこなかった、または表面的にしか触れられてこなかった課題について、一般的な法律知識を提供するだけでなく、出来る限り踏み込んで検討し、1つの実践的な提案をお示しするものです。

なお、全国老協では、法的訴訟になりそうなケースなどの法律相談をお受けする窓口「JSリーガルサポート」(御担当:長野佑紀弁護士)を設けており、原則として毎週水曜日の14:00-17:00に以下のお電話番号でお受付しています(※長野佑紀弁護士の所属事務所の電話番号と混同されないように御注意ください)。一会員施設につき同一案件を複数回お問い合わせする場合を除き、ご相談は無料(通話料はかかります)です。お気軽にご相談ください。

JSリーガルサポートの電話番号:

03-5215-7725

CASE7: 【身元保証人等との契約締結にあたっての注意点や、改正民法による保証の新ルールへの対策について(前編)】

Q 当介護施設では、利用者との利用契約を締結する際に、ご家族などに身元保証人を引き受けてもらうことがあります。身元保証人には法律上どのような役割を求めることができるのでしょうか。また、身元保証人を引き受けてもらうに当たっては、どのような点に注意しなければならないのでしょうか。

A 介護施設では、利用者との間で入所契約を締結する際に、合わせて身元引受人・身元保証人(以下、「身元保証人等」と記載します。)を求めることがあります。

介護施設が身元保証人等に対して望む役割としては、利用料金の支払いなどの債務の保証(連帯保証を含む。)、入院手続きの協力、利用契約終了の場合の居室の明渡しや受入先確保についての協力、緊急の連絡、ケアプランや医療行為への同意、遺体・遺品の引取りなどが挙げられることが多いようです(詳細については、平成29年度老人保健事業推進費等補助金 介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業 平成30年3月付報告書61頁の図表18(身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割<生前>)、19(身元引受人/身元保証人等に求める機能・役割<死後>)が分かりやすくまとめられていると思います。インターネットでも検索可能ですので、ご興味のある方は参考になさってください。)

もっとも、介護施設における利用者の入所の際の身元保証人等は法律上の概念ではありません(「身元保証ニ関スル法律」における身元保証は、従業員の行為によって会社が被った損害を身元保証人が代わりに賠償することを予定する労働関連の法律制度であるため、介護施設における利用者の入所の際の身元保証人等とは意味合いが全く異なります。))。

そのため、身元保証人等の候補者から契約書の身元保証人等の欄にただ署名してもらうだけで、身元保証人等の役割について契約書に具体的な記載が無い場合には、身元保証人等の役割が法律上定められていないため、同候補者に具体的にいかなる義務が発生しているのかわからず、結果的に介護施設が同候補者に対して期待していた役割を求めることができなくなってしまう可能性が高いと言わざるをえません。

したがって、そのような事態に陥らないよう、身元保証人等を求める場合には、①契約書などの中に身元保証人等が負う可能性がある義務・役割を具体的に分かりやすく記載し、②身元保証人等の候補者に対して、将来負担してもらう可能性のある義務・役割の内容を十分に説明し、納得してもらった上で、署名してもらうことが必要になります。

後編では、①②について、もう少し詳しい説明を試みたいと思っております。

¹ 平成29年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）および、平成30年度厚生労働科学研究費厚生労働行政推進調査事業補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班が、その研究成果をもとに策定した「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」の6頁では、医療機関が「身元保証・身元引受等」に求める機能や役割の主な内容として、① 緊急の連絡先に関すること、② 入院計画書に関すること、③ 入院中に必要な物品の準備に関すること、④ 入院費等に関すること、⑤ 退院支援に関すること、⑥（死亡時の）遺体・遺品の引き取り・葬儀等に関すること、の6点が紹介されており、介護施設における身元保証人等の機能や役割を検討する上でも参考になると思います。

【長野佑紀弁護士のプロフィール】

京都大学法学部、京都大学法科大学院を卒業後、宮澤潤法律事務所〔〒104-0061 東京都中央区銀座1-3-1 銀座富士屋ビル6階 TEL:03-3538-0051〕において、介護施設や医療機関からの法律相談、紛争・訴訟対応を中心に取り扱う。全国各地の介護施設・医療機関の顧問弁護士を務めながら、介護医療業界におけるリスクマネジメントの底上げを目標に活動中。大学、業界団体、学会、自治体、介護施設、医療機関において講演多数。